

放送大学学園監事監査要綱

平成15年11月4日
放送大学学園監事決定第1号

改正 平成17年4月1日、平成19年3月30日、
平成21年3月31日、平成26年5月19日、
平成30年6月11日、令和2年5月18日

(趣旨)

第1条 放送大学学園寄附行為第16条の規定に基づき、監事が行う監査及び意見の提出は、この要綱の定めるところによる。

(監査の対象)

第2条 監査は、業務、会計及び理事の業務執行の状況について行う。

(監査の種類)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査のうち、業務の監査は、毎年度1回行い、会計の監査は、四半期及び年度決算時に行う。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認めた場合に行う。

(監査の方法)

第4条 監査は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、監査の実施に当たっては、大学における教育研究の自主性に十分配慮するものとする。

(会計監査人との連携)

第5条 監事は、会計監査人との連携を保ち、情報交換を行い、適正な監査の実施に努めるものとする。

(内部監査部門との連携)

第6条 監事は、内部監査部門との連携を保ち、内部監査の結果を活用して監査効率の向上に努めなければならない。

(監査計画)

第7条 監事は、毎年度監査計画を作成し、あらかじめ理事長に提出するものとする。ただし、必要に応じて行う臨時監査についてはこの限りでない。

(理事会等への出席)

第8条 監事は、理事会、評議員会、その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(監査の事務補助)

第9条 監事は、監査室又は総務課の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、必要と認めるときは、理事長の承認を得て、前項の職員以外に臨時に監査に関する事務を補助させることができる。

3 監査の事務補助を行う職員は、監査の実施に当たって知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(役職員への質問等)

第10条 監事は、必要に応じ、役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(監査報告書の作成等)

第11条 監事は、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出するものとする。

2 監事は、臨時の監査を行った場合には監査終了後、1月以内に理事長に提出するものとする。

3 監事は、前2項の場合において必要があると認めるときは、意見を付すことができる。

4 理事長は、監査の結果の報告に基づき改善すべき事項がある場合には、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(監事に回付する文書)

第12条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- 一 主務大臣に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- 二 前号以外の官公庁に提出する重要な文書
- 三 契約に関する重要な文書
- 四 訴訟に関する重要な文書
- 五 その他業務に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- 一 主務大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- 二 前号以外の官公庁から発せられた重要な文書
- 三 その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書
(事故又は異例の事態の監事への報告)

第13条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、役員又は職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月19日)

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則 (平成30年6月11日)

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

附 則 (令和2年5月18日)

この要綱は、令和2年5月18日から施行する。